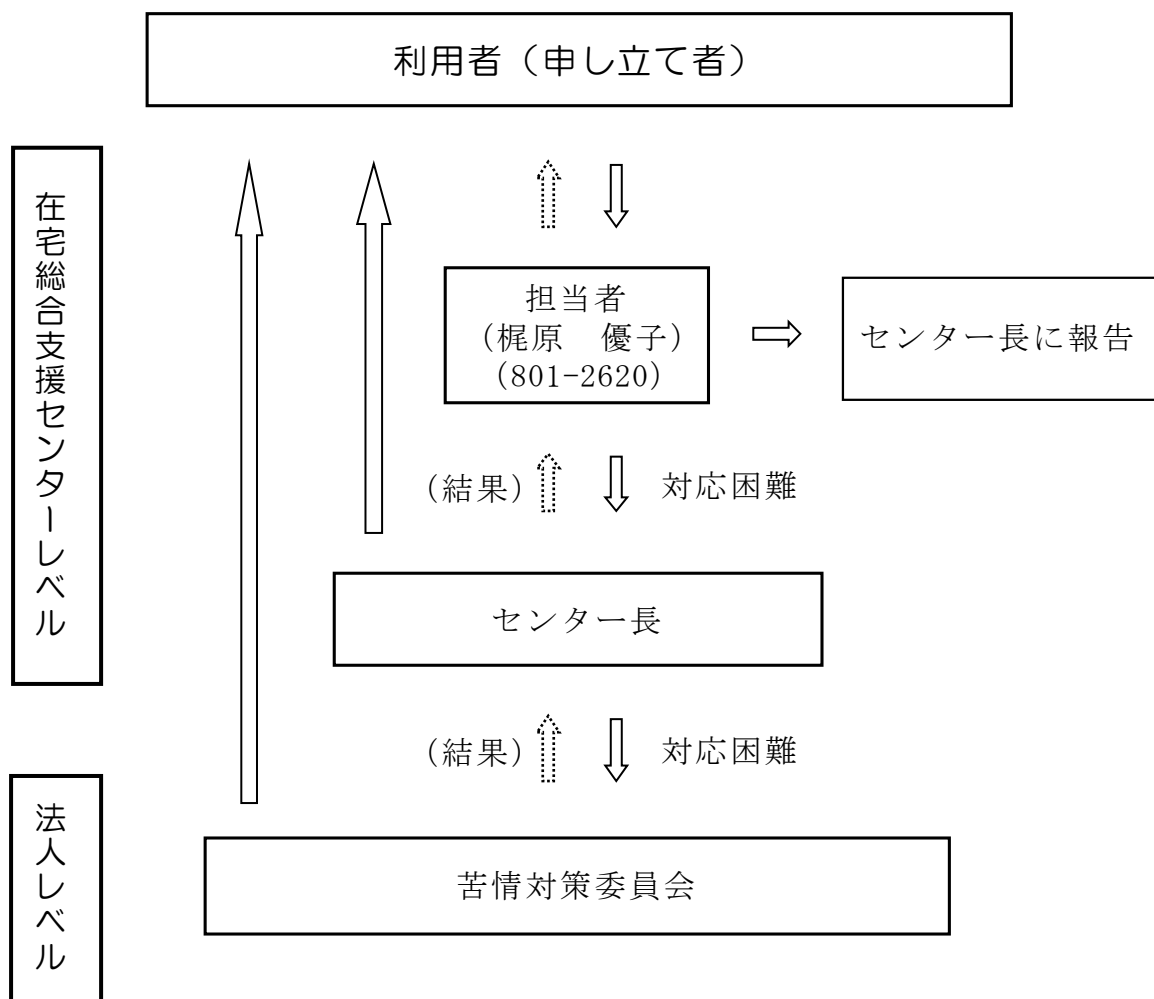


図1 苦情処理の体制（流れ）



- 申し立て者が国保連合会への苦情申し立てを希望する場合は、これを援助します。
- 申し立て者がサービス事業者に対する調査・改善結果の報告を希望する場合は、国保連合会にその旨連絡します。
- 国保連合会の調査に対して協力します。
- 市町村の調査に対して協力します。

関係機関等の相談窓口

- ◇長崎県国民健康保険団体連合会 826-1599
- ◇長崎市福祉保健部すこやか支援課 829-1146

○●○ ◆◆◆ ○●○ ◆◆◆ ○●○ ◆◆◆ ○●○ ◆◆◆ ○●○ ◆◆◆ ○●○

すべてのレベルにおいて、対応(処理)の経過及び結果を所定の用紙に記録します。